

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年6月19日 15時00分ごろ
発生場所	不明（豊後水道）
インシデントの概要	漁船富久丸は、航行中、燃料が不足して主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月29日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 富久丸、4.4トン KO3-28859（漁船登録番号）、個人所有 第282-13683号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力401.60kW、回転数毎分2,229、6気筒、ボア121.9mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成3年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、高知県宿毛市宿毛湾港の係留場所を出航し、同港西方沖の豊後水道中央付近の漁場に到着してかつお引き縄漁を始めた。</p> <p>船長は、操業中、降雨により視界が悪くなり、山立て（目測により山及び陸上の物標などを確認して船位を求める手法）ができなくなったが、いずれ雨が止むだろうと思い操業を続けていたところ、視界が回復して周囲を見渡した際、初めて見る陸上の風景に遭遇し、交換して間もないGPSプロッターで船位を確認しようとしたものの地形等を表示できず、現在位置が分からなくなった。</p> <p>船長は、近くで操業していた漁船に接近し、同船の船長から現在位置が大分県大分市津久見港の北東方沖であることを聞き、ふだんの漁場より遙か北方にいたことが分かり、気が動転して早く帰航しようと思い、宿毛湾港に向けてコンパスを頼りに本船を南東進させていたが、突然主機が停止したので、機関室に入って点検したところ、燃料が欠乏していることに気付いた。</p> <p>船長は、携帯電話で家族に本インシデントの発生を連絡したものの、現在位置を伝えることができず、そのうち近くを通りかかる船舶に救助を依頼しようと思い、漂泊を続けていたところ、大分県国東市</p>

	<p>大分空港の東方沖に至り、日没も迫っていたので、携帯電話で118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁から連絡を受けた大分県水難救済会^{安岐}救難所に所属する船舶にえい航されて国東市安岐漁港に入港した後、約800ℓを給油し、翌日、所属する漁業協同組合の僚船が来援し、同船の先導により宿毛湾港に帰航した。</p> <p>船長は、ふだん、漁場との往復に約300ℓの燃料を消費していたので、本インシデント当日は約500ℓの燃料を搭載して出漁していたが、ふだんの漁場より遥か遠方の海域に至ったことに気付いた際、定係地までの距離及び燃料の残油量を確認することに考えが及ばずに帰航を始めてしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだんから山立てにより船位を把握しながら航行しており、また、本インシデント当時は、本船のGPSプロッターを交換してから2回目の出漁であったので、新しいGPSプロッターの操作に習熟していなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、ふだんの漁場との往復に必要な燃料を搭載して操業中、船長が、視界が悪化し、ふだんの漁場より遥か遠方の海域に至ったことに気付いた際、気が動転して早く帰航しようと思ひ、定係地までの燃料の残油量が不足していることを確認せずに帰航を開始したことから、燃料が欠乏して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんの漁場で操業中、視界が悪化して山立てができなくなった際、いずれ雨が止むだろうと思ひ、引き縄漁を続けたことから、船位を把握することができず、ふだんの漁場より遥か遠方の海域に至ったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから山立てにより船位を確認しながら航行しており、また、本インシデント時、交換して間もないGPSプロッターの操作に習熟していなかったことから、視界が悪化して山立てができなくなった際、現在位置を把握できなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、ふだんの漁場との往復に必要な燃料を搭載して操業中、船長が、視界が悪化し、ふだんの漁場より遥か遠方の海域に至ったことに気付いた際、気が動転して早く帰航しようと思ひ、定係地までの燃料の残油量が不足していることを確認せずに帰航を開始したため、燃料が欠乏して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、操業中、ふだんの漁場から予期せぬ遠方の海域に移動し、帰航することとなった場合、帰航地までの距離及び燃料の残油量を確認し、燃料が不足することが予想される場合は、最

寄りの港に入港して燃料を補給すること。

- ・船長は、GPSプロッターの操作の習熟に努め、航行中、船位を確認する際には、山立てのみに頼らず、同プロッターなどの航海計器を活用すること。